

休日在宅当番医のお知らせ

月/日	内科医 (電話番号)	外科医 (電話番号)
12/7	星野(幸)医院 (☎66-2103)	金井医院 (☎62-2357)
14	杏仁堂医院 (☎62-0123)	寺師医院 (☎62-0116)
21	霜鳥医院 (☎62-0579)	石川医院 (☎66-2140)
28	小林医院 (☎62-0562)	佐々木医院 (☎62-2357)
1/1	堀医院 (☎66-2133)	金井医院 (☎62-0116)
2	田崎医院 (☎62-1122)	寺師医院 (☎62-0137)
3	富田医院 (☎66-2226)	石川医院 (☎66-2140)

※診療時間は、内科・外科とも午前9時から午後5時までです。

※時間外でやむを得ない時は、当番医の変更の有無を役場(☎66-2002)へ確かめてから受診してください。

人口のうごき

10月末日現在・(前同比)・(前年同月比)

人口	11,858人 (+22) [+152]
男	5,795人 (+11) [+66]
女	6,063人 (+11) [+86]
世帯数	2,429戸 (+8) [+29]

*

*



〔おわび〕 詫
先月号の広報なかのしまで、三ページに掲載しました町民憲章制定委員の「齋藤守副会長」は「大竹宏副会長」の誤りでした。お詫びして訂正いたします。

▼待望の「町制」が十月一日に施行され、これまで『中之島村』と表示されていたすべてのものが、この日から『中之島町』に衣替えしました。まだ、当分の間はまごつくことが多いと思いますが、お互いに早く慣れるよう心がけるとともに、新生『中之島町』の歴史をみんなで築いて行きましょう。
▼今月号より、表紙の題字は樋山町長から書いていただいたものを使用し、お誕生欄のあかちゃんの名前に振り仮名をつけましたがいかがでしょうか。

編集後記



- 消防車・救急車の要請は☎119
- 無憂苑斎場の申込みは与板郷消防署 ☎0258-72-2572

広報

昭和61年 10月 No.158
11月 No.159

合併号

なかのしま

● 編集と発行 / 新潟県中之島町役場企画課 (☎0258-66-2270)



新たな発展を願って町制を施行 (式辞を述べる横山町長—10月1日、式典会場で)

おもな内容

- ・「中之島町」誕生 ②~⑦
- ・昭和60年度決算を公表 ⑧~⑪
- ・9月定例村議会から ⑫~⑬
- ・町職員の給与等を公表 ⑬
- ・9月定例村議会一般質問から ⑭~⑰
- ・臨時会から ⑱~⑲
- ・「行革大綱」まとまる ⑳~㉑
- ・各種スポーツ大会結果から ㉒~㉓
- ・灰島神楽を町文化財に指定 ㉔
- ・齋藤恭三前村長が勲四等瑞宝賞受賞 ㉕

町民憲章

(昭和61年10月1日制定)

- 一、郷土を愛し、環境をととのえ、明るく住みよい町をつくりましょう。
- 一、伝統に学び教養を深め、希望とゆかしさにみちた町をつくりましょう。
- 一、心のふれあいを大切にし、愛情の通う幸せな町をつくりましょう。
- 一、健康で働き産業を伸ばし、豊かでいきいきとした町をつくりましょう。

県下56番目

中之島



▲町制施行日最初の行事は、役場庁舎の看板の掛け替え——午前8時30分、役場職員が見守るなか、樋山町長、中島助役、浅野収入役の手により、真新しい「中之島町役場」の看板が掛けられました。

▶町制施行を祝う横断幕が役場前に、二百枚張大風が役場正面玄関前に、それぞれ飾られました



の町 町誕生



▲式典会場の中之島中央小学校入口に設置された大きなアーチ

そこで、当日の様子をスナップ写真で紹介いたします。

いました。

十月一日、住民の長年の願望であった「町制」が、県下五十六番目の町として施行され、「中之島町」が誕生しました。顧みれば、八十五年前の明治三十四年十一月一日に、当時の中之島村、神通村、中通村、中野村、中条村、信条村、西所村、三沼村の合併が実現し、現在の基礎である「中之島村」となって以来、水害や大雪、地震など、たび重なる災害に見舞われながらも、住民みんなの力で乗り越え、克服するともに、数々の歴史を築きながら、今日みる発展を遂げたのです。当日は、役場庁舎の看板の掛け替えに始まり、記念式典の挙行、町制施行記念協賛実行委員会による山車パレード、子供みこし、大民謡流し、大花火大会等が行われ、世紀の大事業「町制施行」を、住民みんなで祝いました。

町制施行記念式典 式辞 (全文)

このたび、私どもの多年の願でありました町制が認められ、県下五十六番目の町となる喜びの日を迎えることができました。

この喜びを、一方ならずお世話になってまいりました関係の皆様方と共にわかちあいたいと思ひ、記念式典を計画いたしましたところ、県知事殿をはじめ、関係の国會議員、県議會議員の先生方、また、県町村会長さんをはじめ隣接市町村の皆様、更に国県等各機関の各位には、時節がら極めてご多忙のなか多数ご臨席を賜りましたことを、心からお礼申し上げます。また、このたび表彰あるいは感謝状をお受けいただきます方々をはじめ、町内来賓の皆様にはようこそおいでくださいました。ことに、この町制施行にいち早く着目され、軌道に乗せてくださいました齋藤前村長さんをはじめ、関係各位におかれましては、感慨また一入のものがあられますこととご推察申し上げ、改めてその卓見と

ご努力に、敬意と感謝を申し上げます次第であります。

さて、わが町の濫觴は、遠く千年余の昔に溯ると言われますが、大方は、慶長の頃より、母なる信濃の大河の辺りに祖先達が開拓の鍬を振り、干拓の溝を穿って、村起こしの業にいそしんで来たものと推量されています。そうした営みによって、明治の始めには、信濃・刈谷田・猿橋の三川に囲まれたこの地に約五十余の集落が生まれており、明治二十二年の町村制施行の段階では、それが入つた村をかたちづくっておったのであります。そして、更に地方自治体の健全強化を勧める国・県の指導方針に則り、明治三十四年十一月一日を期して、一挙に八カ村が合併し、面積四千二百町歩、人口一万三千の当時としては極めて稀な大村をなしたのであります。爾来八十五年間、先人達の英知と弛みない努力は明治大正・昭和の歴史の荒波を乗り越え、「豊かな

米の村」として栄えてきました。特に、戦後の食糧不足の時代に米は東浦原一郡を凌ぎ、その生産量の供出量においては山梨県一県のそれを超えるといわれ、全国有数の穀倉の名声を得たのであります。しかしそこに至るまでには、数多先人の尊い血と汗に彩られた苦闘の歴史がありました。ことに近代において、治火・利水に尽くされた柏陰大竹貫一先生や吉原義雄先生らを頂点とする先賢の偉業は忘れてはならないところがあります。

こうして、激動する時代の中に着実に伸展してきたわが中之島ではあります。今や新幹線や高速自動車道など、いわゆる高速交通網の整備に伴い地域開発が進み、加えて社会経済の変動もあって、三千ヘクタールの美田を誇る豊稔の里にも、近代化による新たな発展策が求められるに参りました。

このようなことから、私たちは先人達が示された不撓不屈のフロンティア精神を今に生かし、町制施行を契機として町民憲章を定め

一万二千町民の総力を結集し、「ここに生まれ、住むことに誇りと喜びのもてる、産業と文化の調和のとれた活力ある町づくり」に邁進することを決意した次第であります。

幸い、本日ご来臨の各位をはじめ、町内外の皆様の温いご指導と変わらぬご支援とを切にお願い申し上げますとともに、皆様ともども、わが町の限りない発展を祈念して、式辞といたします。

昭和六十一年十月一日

中之島町長 樋山 衆男





▲永年、村政の伸展等に貢献された9名の方々(下記に掲載)に、感謝状と記念品が手渡されました。(写真上は自治功労者として表彰された中島武前収入役・写真下は被表彰者を代表して謝辞を述べられる齋藤恭三前村長)。

▶町制施行に伴い制定された「町民憲章」——中之島中央小学校6年の原田一美君と久須美千鶴さんにより幕が引かれ、同じく6年の笹岡美次君、羽賀康子さん、小黑信子さんの朗唱によって、りっぱに披露されました。



◀来賓の祝辞は、新潟県知事(代理)、国会議員を代表されて村山達雄氏、県議員を代表されて小林脩氏、隣接市町村を代表されて佐藤元彦栄町長、松井弘中之島町議会議長(写真)の5名の方々からいただきました。



①吉田三千男 ②見附嵐南ライオンズクラブ会長 ③町制施行に際し高額の寄付



①久保田鉄雄 ②株式会社てんぐ屋代表取締役 ③町制施行に際し高額の寄付

〔篤志家〕



①塩入 金作 ②公民分館長 ③公民分館長二十年、副分館長五年、公民館運営審議会委員十五年間の永きにわたり地域社会教育に貢献

〔社会教育功労者〕



①佐藤 勝蔵 ②保護司 ③保護司二十二年、民生委員十八年十月、遺族会長五年、村議会議員二十一年(議長四年)間の永きにわたり地域住民の福祉向上に貢献

〔社会福祉功労者〕



①大野 盛市 ②前商工会長 ③村商工会長十一年、副会長十五年、村融資委員三十五年間の永きにわたり、村商工業発展に貢献

〔産業功労者〕



①鈴木 正二 ②農業委員 ③農業委員二十三年、村議会議員十八年五ヵ月(副議長四年)、上通農業協同組合長二十年五ヵ月間、卓越した識見をもって村政伸展に貢献



①中島 武 ②前収入役 ③収入役として三期十二年、村議会議員七年八ヵ月(副議長四年)、農業委員十七年二ヵ月間、卓越した識見をもって村政伸展に貢献



①大竹 良多 ②前助役 ③助役として三期十二年、村議会議員七年八ヵ月、消防団員十五年十ヵ月(団長八年)間、卓越した識見をもって村政伸展に貢献



①齋藤 恭三 ②前村長 ③村長として四期十六年、村議会議員十六年五ヵ月、農業委員十八年三ヵ月(会長三年)間、卓越した識見をもって村政伸展に貢献

〔自治功労者〕

町制施行記念式典を挙げるに当たり、長年の功績等を称えて、次の九名の方が表彰されました。(順不同・敬称略・①は氏名、②は役職名、③は業績等)

功労者表彰



▲式典出席者の受付の様子。当日は、町内外から約400名が出席されました。



◀午前十時、式典挙行——樋山町長の「町制宣言」終了後、中之島中央小学校六年の葦沢博之君と池田裕美さんの手により、くす玉が割られました。



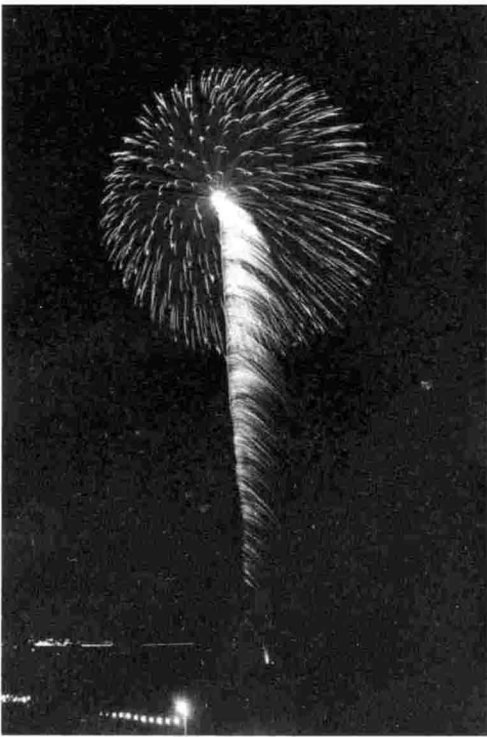
◀「町制宣言」に続いて、式辞を述べる樋山町長。なお、式辞については、全文を前ページに掲載しました。

▶看板掛け終了後は、町制施行を記念して庁舎前に設置された「町旗掲揚塔」(ポールは三本建て)に、町旗と国旗が掲げられました。



◀「昭和61年10月1日町制施行 中之島町」と書かれ、庁舎屋上および中之島中央小屋上に掲げられたアドバリン。





▲行事の最後の締めくくりは「大花火大会」——大民踊流し終了後の午後8時から1時間にわたり、尺玉やスターマインなど総数314発が休む暇もなく打ち上げられ、中之島の夜空を彩る様は、まさに、新生「中之島町」の発展を約束するかのようでした。

▼続いて夜の部の皮切りは「大民踊流し」——心配された雨もあがった午後7時、当初の予想を大きく上回る約700名の踊り子さんが、踊り会場である街路中之島線に集合され、1時間にわたって民踊を楽しむとともに、参加者同士の友情の輪も広げていました。



140名を乗せて 「中之島町民号」出発

▼町制施行を記念して、押切駅と日通航空長岡営業所の共催で、10月8日・9日の1泊2日、特別仕立ての臨時列車（3輛編成）による「日光江戸村と鬼怒川温泉の旅」——約140名の町民を乗せて、一路、紅葉の日光へ出発しました。



特別仕立ての「中之島町民号」▼
発車式の様子(押切駅)

収益金を寄付

「町の社会福祉に役立ててください」と、町制施行記念協賛事業実行委員会の代表（写真左側より下田務実行委員長、宇都宮松雄副実行委員長、樋山弥一副実行委員長）が、この協賛事業で得た収益金二十六万六千七百六十五円を、樋山町長に手渡しました。（十一月十二日・町長室で）
皆様方の善意に対し、紙上より厚くお礼申し上げます。



◀祝宴の準備がすべて整った会場（式典会場と同じ）では、町の無形民俗文化財である“池之島神楽”（写真左）が披露され、それが終了後、祝宴（写真下）に入りました。



▲町内3小学校の児童たちが、それぞれの学校で一斉に飛ばした風せん——このころから、あいにくの雨模様になってきましたが、風せんは元気に大空高く舞い上がりました。

▼山車パレードとともに、各公民分館前等広場では、踊り子約50名により「大新濁音頭」が披露されました（中条支所前広場で）



▲町内をパレードする山車（横山地区）

▼町内の各単位子供会のうち7団体・7基が、それぞれ趣向を凝らして参加した「子供みこし」の様子。このあと綱引き大会も行われました。



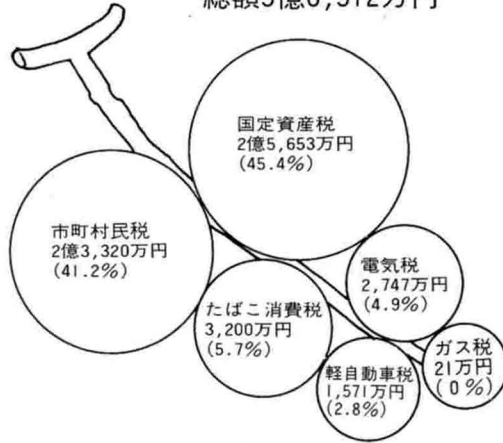
▲町制施行記念協賛事業実行委員会（会長／樋山衆男村長・実行委員長／下田務商工会長・事務局／中之島村商工会）主催による昼の部の行事○山車パレード○子供みこし等が、小雨の降りしきるなか練り広げられ、お祭り気分を一層盛り上げました。

住みよい村づく

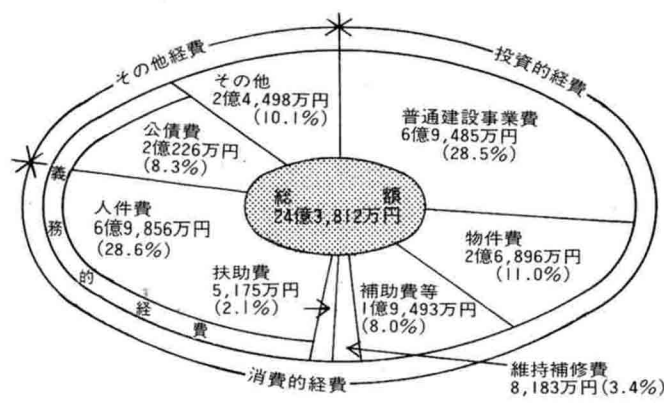
昭和60年度の村の

村税の収入内訳

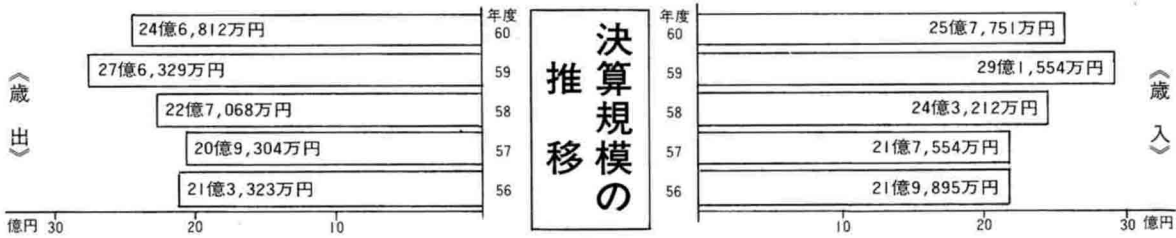
総額5億6,512万円



歳出の性質別内訳



※国民年金印紙購買基金、産業育成資金県貸付金を除いてあるため、歳出額とは一致しません。



決算規模の推移

歳出

対前年度比一〇・七%の減

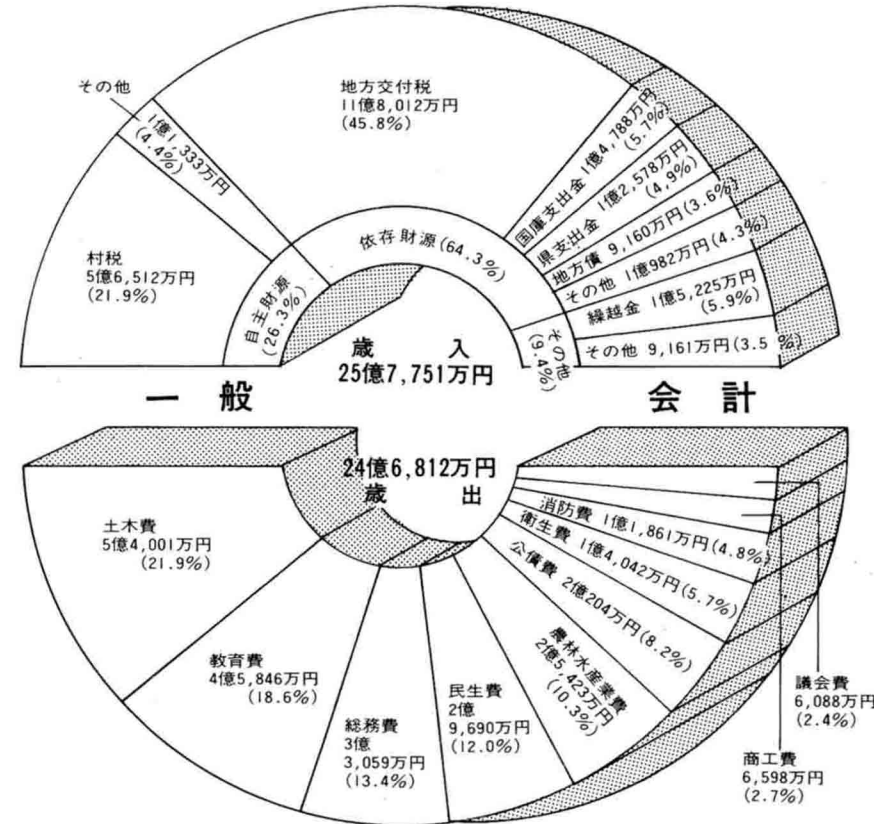
入、繰入金、地方債などで五億二千三百三十五万円(四五・六%)も減少したことから差し引き三億三千八百三万円、一一・六%の減少となりました。

目的別構成比をみると、土木費二一・九%、次いで教育費一八・六%、総務費一三・四%、民生費一二・〇%の順となっていますが、前年度に対する伸び率をみると、商工費は村住宅建設緊急対策資金の新設により四〇・六%、衛生費は三島郡清掃センター組合し尿処理費負担金等により二〇・〇%増加したほか、消防費一八・九%、農林水産業費一六・六%、議会費一一・三%、総務費七・七%、土木費五・六%、公債費で三・三%増加しましたが、民生費は中之島保育所建設事業等の完了により三八・一%、教育費においては上通小学校建設事業が前年度で完了したことにより三七・五%と、それぞれ大幅に減少しました。

また、性質別内訳でも前記の事業等が完了したことにより、普通建設事業費の占める割合が二八・五%と、前年度に比べ四三・八%も減少しました。

りに確かな足跡

家計簿(決算)を公表



決算収支

一億九百万円の黒字

昭和六十年度一般会計の歳入歳出決算額は、歳入総額二十五億七千七百五十一万円、歳出総額二十四億六千八百二十二万円、決算の実質収支は翌年度に繰り越すべき財源がないので、一億九百三十九万円の黒字となりました。

歳入

対前年度比一一・六%の減

構成比は、上図のとおりです。前年度(二十九億一千五百五十四万円)に比べ、村税、地方交付金、使用料及び手数料、分担金及び交付金、諸収入などで一億八千三百三十二万円(一〇・三%)増加した反面、国庫支出金、県支出金、財産収入

去る九月定例村議会において、昭和六十年度中之島村一般会計、国民健康保険特別会計並びに老人保健特別会計の決算が認定されました。

道路の改良舗装、産業の振興、学校施設や社会福祉の充実など、子供や孫たちが生まれ、育ち、住むことに誇りと喜びもてる村づくりの実現のために切り盛り

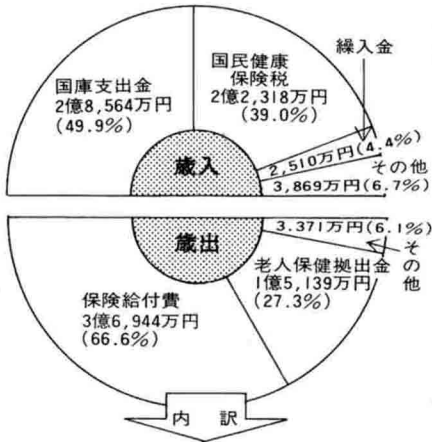
する村の台所は、皆さんの税金を柱に国・県からの補助金や地方交付税などでまかなわれていますので、いわばこの報告書は、村民一万一千八百人の家計簿といえます。

大きな数字で分かりにくいでしょうが、この機会に皆さんが納めた税金がどのように使われ、村の家計はどのようになっているのかご覧いただきたいと思えます。

国民健康保険特別会計

昭和60年度決算収支()は59年度

- 歳入総額 5億7,261万円 (5億901万円)
- 歳出総額 5億5,454万円(4億9,941万円)
- 実質収支 1,807万円 (960万円)



- 内訳
- 療養給付費支払金 2億9,664万円
・支給件数25,542件(1件あたり11,614円)
 - 療養費支給金 240万円
・支給件数 421件(1件あたり5,704円)
 - 高額療養費支給金 3,695万円
・支給件数 500件(1件あたり73,895円)
 - 療養給付費支払金 2,577万円
・支給件数1,757件(1件あたり14,668円)
 - 療養費支給金 35万円
・支給件数 47件(1件あたり7,537円)
 - 高額療養費支給金 139万円
・支給件数 17件(1件あたり81,604円)
 - その他(助産費・葬祭費など)594万円

昭和六十年度の国民健康保険特別会計は、昭和五十九年医療保険制度の改正に伴う退職者医療制度並びに療養給付費国庫負担率の引き下げによる影響を大きく受け、加えて入院等医療費の上昇傾向は依然として止まらず、これらのことからやむを得ず給付準備基金から一千五百万円を、更には一般会計より一千万円の繰入金を受けるとともに、年度途中において四千万円の一時借入れを行うなど苦しい財政運営となりました。

この結果、歳入・歳出の決算額は上記の通りとなり、前年度に比べ歳入で六千三百六十万円、一・二・五%、歳出で五千五百十三万円、一・〇%それぞれ増加しました。

また、実質収支は一千八百七十七万円の黒字となり、前年度の実質収支九百六十万円に比べて八百四十七万円増加しましたが、これも基金や一般会計からの繰り入れにより、黒字となったものです。

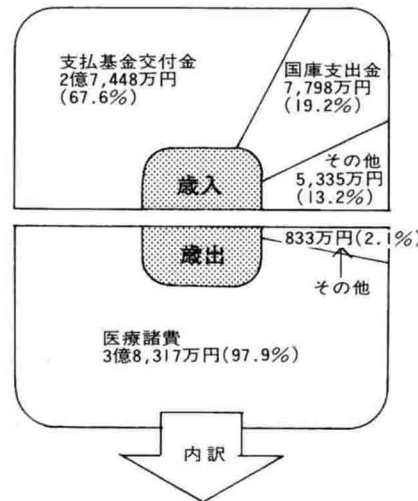
昭和六十年度老人保健特別会計歳入歳出決算額(カッコは前年度)は、

(歳入総額) 四億五千九百七十九万円

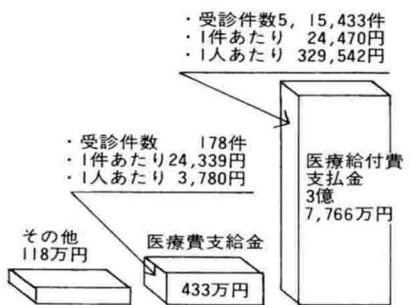
(歳出総額) 三億九千二百一十一万円

となり、前年度に比べ歳入では六百二十万円、一・四八%の増、歳出では逆に六十一万円、〇・一六%の減となりました。

実質収支は一千四百三十一万円の黒字となり、今年度の実質収支から前年度の実質収支(七百六十八万円)を差し引いた単年度収支も六百六十三万円の黒字となりました。



老人保健特別会計



〈老人医療対象人員数〉 (昭和61年3月末日現在)

区分	国民健康保険		健康保険		共済	計	年平均医療対象人員数
	市町村	組合	政府	組合			
70歳以上の者	796	19	235	46	24	1,120	1,108
65歳以上70歳未満の障害者	29	-	6	2	2	39	38
計	825	19	241	48	26	1,159	1,146



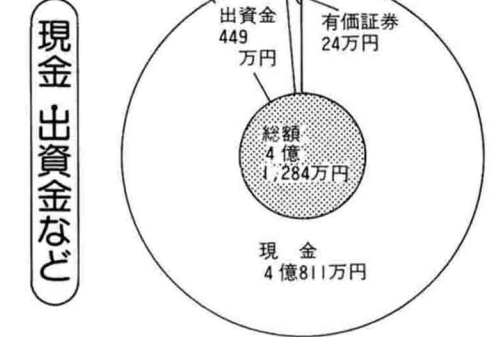
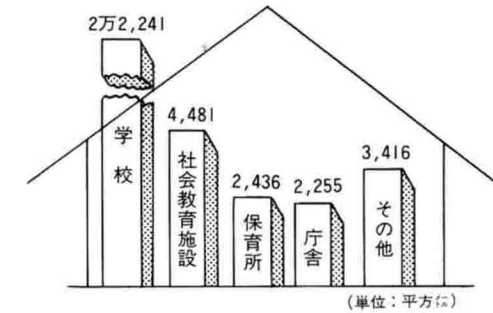
村民 1人あたりでみると…… (人口11,774人 S61.3.31現在)

昭和60年度の主な建設事業

- ◆道路新設改良事業 1億4,893万円
- ◆地方道路整備臨時事業 6,400万円
- ◆農村総合整備モデル事業 6,090万円
- ◆橋りょう新設改良事業(中西線) 4,500万円
- ◆第二都市下水道等整備事業 3,581万円
- ◆庁用車庫倉庫建設事業 2,841万円
- ◆都市計画事業(街路) 2,550万円
- ◆団体営農道整備事業 2,537万円
- ◆信条小学校グラウンド整備事業 2,396万円
- ◆除雪グレーダー購入費 1,243万円
- ◆地方道改修事業(興野・松ヶ崎線) 1,200万円
- ◆防火水槽新設工事 1,143万円

村有財産の内訳

- 土地 総面積=16万8,068平方メートル
・庁舎=5,592 ・社会教育施設=3万7,063
・学校=9万8,945 ・保育所=5,176
・その他=2万1,292 (単位:平方メートル)
- 建物 総面積=3万4,829平方メートル



現金出資金など

村債の内訳

現在高	一般単独事業債	一般公共事業債	その他
義務教育施設整備事業債 5億9,614万円(43.3%)	3億5,671万円(25.9%)	3億2,660万円(23.7%)	9,684万円(7.1%)
総額13億7,629万円——村民1人あたり11万6,892万円			
借入先	政府資金 10億8,233万円(78.7%)	公庫資金 1億1,204万円(8.1%)	農協資金 8,221万円(6.0%)
			その他 9,971万円(7.2%)

- 使ったお金 209,625円
- 土木費 45,865円
- 教育費 38,938円
- 総務費 28,078円
- 民生費 25,217円
- 農林水産業費 21,592円
- 公債費 17,160円
- 衛生費 11,926円
- その他 20,849円

9月定例村議会

教育委員に岩本智恵さん再任
村道維持修繕工事などに
二千五百万円を追加補正

九月定例村議会は、九月十七日から六日間の会期で開催され、九月十二日に閉会しました。
この定例会には、町民憲章の制定や昭和六十年度各会計歳入歳出決算の認定、任期満了に伴う教育委員に岩本智恵さんを再任するなど、村長提出議案二十五議案が審議され、いずれも原案どおり可決されました。
おもな内容は、次のとおりです。

条例関係

中之島村野球場設置及び管理に関する条例——中条地区に新設された「中之島村野球場」の管理等に関して、条例（第一条、第七条）を制定したものです。
※このほか、十六議案にわたり、町制施行に伴う「村」から「町」へ改める条例の一部改正が行われました。

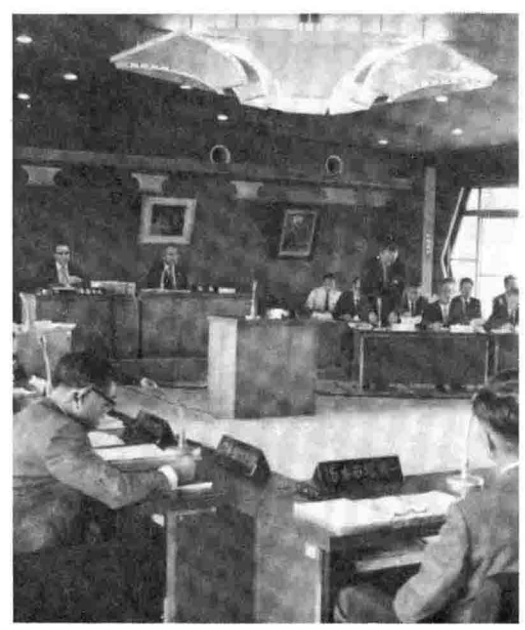
補正予算

- 昭和六十一年度中之島村一般会計補正予算について——補正額は、二千五百四十七万五千円を追加し、総額二十五億五十八万八千円となりました。主な補正内容は、次のとおりです。
- ▼ 総務費
 - 横懸垂幕施設工事請負費 四十万四千円
 - 過年度税収入還付金 三十万
 - ▼ 民生費
 - 給食材料賄費等 七十八万一千円
 - ▼ 衛生費
 - 下水道整備事業費補助金 二百一十一万六千円
- ▼ 農林水産業費

請願

少額貯蓄非課税制度の存続に関する請願
(採択のみ)

- 農林水産業総合振興事業費補助金 四百六十万円
- 品之木部落湯水機補修費及び水槽整備費補助金 四十八万円
- 島田地区農道工事請負費 四百三十一万円の減額
- ▼ 商工費
 - 商工振興事業補助金（町制施行記念協賛事業補助金） 五十万円
 - ▼ 土木費
 - 村道維持修繕工事費 一千万円
 - 街路改良工事請負費（補助事業） 百七十一万八千円
 - ▼ 消防費
 - 永年勤続団員及び無火災分団表彰、退職団員記念品 三十六万六千円
 - 消防団員等公債組合負担金・退職報償負担金 七十万三千円
- ▼ 教育費
 - 小学校校舎修繕料 三十万円
 - 中之島北中学校体育館改修工事設計監理委託料 三十万円の減額
 - 中之島北中学校体育館天井張替工事請負費 七十二万九千円の減額
 - スポーツ広場除草委託料 三十万円の減額
- ▼ 公債費
 - 村債年次償還金（消防債） 三百五十一万円
 - 村債年次償還金（土木債） 三百六十一万七千円（消防債） 九十九万一千円



▲ 9月定例村議会の様子

押切思川農家生活改善センター建設費に関する請願

そのほか

- 昭和六十年度中之島村一般会計、国民健康保険特別会計および老人保健特別会計の歳入歳出決算が認定されました。（詳細は本紙八十一ページに掲載）
- 中之島町民憲章の制定について——町制施行を記念して町民憲章を制定するものです。（詳細は先月号の「広報なかのしま」に掲載）
- 教育委員の任命について——九月三十日任期満了に伴う教育委員に、現職の岩本智恵さん（中野東・五十三歳）が再任されました。任期は四年です。議員提案による次の二議案が、それぞれ原案どおり可決されました。
- ▼ 少額貯蓄非課税制度の存続に関する意見書の提出について
- ▼ 私立高等学校に対する助成の充実強化に関する意見書の提出について



岩本智恵さん

中之島町の職員給与等を公表

中之島町職員の給与等の実態を、町民の皆様にご理解いただくため、その内容についてお知らせします。

1. 職員給与費の状況(普通会計予算)

区分	職員数(A)	給与費				1人あたり給与費(B) / (A)
		給料	職員手当	期末・勤労手当	計(B)	
昭和61年度	135人	千円 328,289	千円 35,047	千円 136,615	千円 499,951	千円 3,703

(注) 1. 職員手当には退職手当を含みません。
2. 給与費は当初予算に計上された額です。

2. 職員の初任給の状況 (昭和61年4月1日現在)

区分	中之島町	国
一般行政職	高校卒 95,500円	95,500円

3. 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(昭和61年4月1日現在)

区分	学歴	経験年数		
		10年	15年	20年
一般行政職	大学卒			
	高校卒	163,100円	185,200円	230,700円
技能労務職	高校卒	129,000円	156,000円	186,800円
	中学卒		93,400円	156,500円

(注) 1. 経験年数とは卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は採用後の年数をいうものです。
2. 空欄は該当者がいないため掲載しません。

4. 職員の平均給料月額・平均給与月額及び平均年齢の状況 (昭和61年4月1日現在)

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
中之島町	円 218,100	円 227,866	歳 40.2	円 156,300	円 164,670	歳 44.4
国	円 231,339		歳 39.7	円 209,497		歳 47.3

(注) 昭和60年4月1日現在の町職員(一般行政職)の給与水準は、国家公務員を100としたラスパイレス指数でみると93.3となっています。

5. 職員手当の状況(昭和60年度支給割合)

区分	中之島町			国
	期末手当	勤労手当	計	
期末・勤労手当	6月期	1.4月分	0.5月分	同じ
	12月期	1.9月分	0.6月分	
	3月期	0.5月分		
	計	3.8月分	1.1月分	

(注) 昭和61年6月期の期末・勤労手当も昭和60年度と同じ支給割合でした。

(昭和61年4月1日現在)

区分	内容	国の制度
扶養手当	配偶者—14,000円。配偶者以外の扶養親族のうち2人—各4,500円。ただし、配偶者のない職員の場合には、扶養親族のうち1人は—9,500円。その他の扶養親族1人につき—1,000円。	同じ
住居手当	借家—月額9,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、負担している家賃の額に応じて最高15,000円(家賃の額が31,500円以上の場合)まで支給する。自宅—月額1,000円。ただし、住宅を新築、購入した場合5年間は月額2,500円。	同じ
通勤手当	交通機関利用者(電車、バス利用者)—負担している運賃の額に応じて最高24,000円(運賃の額が28,000円)以上の場合)まで支給する。交通用具使用者(自動車等利用者)—片道の使用距離に応じて ・ 2km以上5km未満 2,000円 ・ 5km以上10km未満 2,700円 ・ 10km以上 3,600円を支給する。	同じ

議会報告

九月定例村議会
一般質問から

九月定例会の本会議が九月十七日午前十時から開催され、村政に対する一般質問が一議員により行われましたので、その要旨をお知らせします。



五十嵐亮一議員



▲中之島・見附インターチェンジ付近

もちろん町になったからと言って急に生活が変わるとは思いませんが、少なくとも町としての十年後、二十年後、更に将来はこんなふうになりたいということを示していただきたい。

来月からは町長として登壇されるわけであり、写真写を胸にひめておられる事と思いますが、この機会に村の開発計画のはっきりしたものを示していただきたいと思えます。それがはっきりしないと、例えば現在進行中の中学校整備計画審議会にしても、位置の決定等もスムーズにいかない懸念がするわけです。

私は、今年の庁内異動で企画課に新しく開発係を設けられた姿勢は高く評価しておりますが、いつもいわれている企業誘致も簡単にはいかないと思えます。だがしかし、純農村に生きてきた過去は過去として、これからは農工商みんなが一体となって生きていかなければならないし、栄えなければなりません。それが町になってからの最大のメリットだと思います。

と検討を進めるとともにその具体的な方策を探っておる段階でありまして、近く開発係を中心としたプロジェクトを役場内に発足させ、この活動が一層正しく推進できるようにと考えています。

また国・県等の連携につきましては、県の出向制度をもとにした職員の交流制度がございますので、来年あたりから許されれば活用して、積極的に人間関係の醸成や職員の資質の向上などに役立てたいと考えています。

また、福祉の増進についてですが、福祉というのは喜びと生きがいのある生活環境づくりということになるかと思えます。この点につきましては、第一に文化・スポーツ活動施設の充実が考えられますが、有難いことに現在中学校整備計画の審議がほとんどに意欲的に進められておりますので、この結論をまつとともにこの学校教育施設整備を核にして、社会的文化活動あるいはスポーツ活動の基づくり等を進めて参りたいと考えています。

しかし、これらはすべて人間が中心になるわけですので、さきほどご指摘をいただきました四年生大学の誘致につきましては、現在具体的には考えておりませんが、人材育成という見地から四年生大学に限らず、町の未来像としての人間育成をどのような形で進めていくか、今後の行政の大きな研究課題と考え、またその様に進めていくつもりであります。

なお、現在進めている農村総合整備モデル事業の目玉であります農村環境改善センターの建設につきましては、保健センター的な機能も兼ね備えた施設にして、できれば来年度から着手し、健康づくりの

うわけです。せっかく設けた開発係が、働きやすいように受け皿作りを充分考えてやり、場合によっては国・県に出向させるのも一考に値するのではないかと考えます。

また、村長は為政者であると同時に教育者でもございますので、町に四年生大学を誘致する考えがあるかどうかお聞きいたします。このことは、その前提となる敷地の問題一つにいたしましたが、企業誘地よりもはるかに困難な仕事だと思えますが、教育の町中之島町という大きな夢も必要だと思えますので、以上のことについてどの様にお考えかお聞かせ願いたい。

〔樋山村長〕

ここに住むことに喜びと、誇りのもてる町づくりに向かって、住民と共に進む行政を推進したいと言ふ願いは、今も変わっていませんし今後とも変わらぬ所でございます。また、町づくりの基本は人づくりにあるという考え方も一貫しているものであります。さて町制施行後のビジョンという事でありまして、町制施行の必要性の意義は本村のおかれております社会的環境の変化と時代のすう勢に應ずるために、町制を施行してイメージアップを計り、その波及的效果によって活力ある町づくりを推進することにあるわけです。

それらの観点からイメージアップを考えた場合、大きく分けて内的面と外的面の二通りに分けられると思えます。まず内的面は、自覚町民としての新しい自覚意識であり、その目標を明らかにするという意味で町民憲章を制定して、日々の道しるべにしたと考えております。次に外的面ですが、これはい

核にしたいという希望をもっております。そのほか村独自の六・四事業とか兼用排水路の整備助成、公園の整備等についても積極的に進めておりますが、今後とも保健環境の整備につきましては力を尽くしていかなければならないと思っております。

更に生活圏構想に基づくコミュニティづくりにつきましては、総合計画に示されているところですが、旧八学区をもとにした基本集団、それから村内二つに考えている第一次生活圏と村全体をまとめた



コミュニティづくりの一翼を担う区民運動会（写真は、中通区民運動会の「豆拾いレース」から）

第二次生活圏を基本にしなから、これらのコミュニティの基本づくりを考えて参りたいと思っております。

しかしながら、これらが総花的にただあげられただけでは、さきほどのお話のように意味がないわけで、これに実行性をもたせていくことが是非とも必要になってくるわけです。そのためには、行政改革を推進して無駄を省き、より効率的な行政の運営を進めていかなければならないと思えますし、従

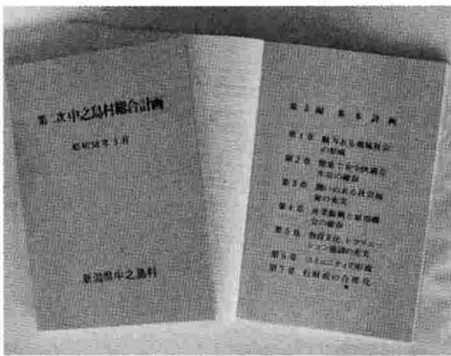


役場庁舎内（一階事務室）

わゆる地域や住民のもっている良い面をより鮮明にして、それらを生かした地域づくりを進めて行きたいということでありまして。

そして、その波及的效果を期待するものとして、地域社会の活性化と福祉の増進が考えられますが、前段の地域社会の活性化につきましては、時代の推移と社会の動向ななく国・県の機関との関連の中で、新しい時代に生きる農業の基盤づくりあるいは企業誘致や地域商工業の発展等を含めた雇用の場の拡大等により、地域の経済力の向上を計らなければならぬと思っております。これには土地開発の問題を始め、農工業生活等を含めた用水の有効利用の問題、排水施設の整備の問題、交通網整備利用等による公益的経済活動の推進等の問題があるかと思えますが、それらの点を含まして今年度から企画課の中に新設しました開発係を中心に、いろいろ

来も総合計画に基づきながら三年間を単位にしたローリング方式で実施計画をつくり、皆さんからいろいろと知恵を拝借してこの具体的な見通しのもとに行政を進めてきておられるわけですが、六十三年度以降の村の総合計画についての見直し時期が来年度にきておられるわけでございます。



▲来年度に後期見直し作業が予定されている第2次中之島村総合計画書

県道見附・与板線の整備について

▼ご承知のように関越高速道路が開通いたしました一年を迎えるわけですが、この開通に伴い中之島

見附インターを利用する関東方面からの車輛が非常に多くなり、とりわけ大型の観光バスが本村を通過するのが目につくようになったのであります。また、北陸自動車道も二年後に全通といわれておりますことから、なおさら県道見附・与板線の交通量が増大することは必至であり、朝晩の通勤や小・中学生などの通学等を考えるとき、現在の道路状況では交通事故が非常に心配されるわけでございます。早急にこの県道の拡幅整備の必要があるかと思っておりますが、村長はどの様にお考えかお聞かせ願いたい。

〔極山村長〕

県道見附・与板線の整備の問題であります。この県道は本村を横断する非常に重要な大動脈でありますので、この整備並びに環境の改善につきましては、充分意を用いていかなければならないと思っております。特に子供達の通学路との関連も、充分考えて行かなければならないことは言うまでもありません。

この路線の整備につきましては、大きく三つに分けて考える事ができると思います。一つは市街化区域に含まれている地域、いわゆる役場前の交差点から上の地域ですが、ここはすでに十六メートル幅の都市計画道路としての段階で整備されており、今後もこの計画がより速みやかに実施されることを望むわけです。二番目はこの交差点から中野西の三差路までの地域です。現在六・五メートル幅の道路が走っており、そのうち中之島から中野東に入るまでの間は路側に一・五メートル幅の歩道並びに遅緩行車兼用の道路がついておりますが、この部分の改善に



交通量の増加が予測される県道見附・与板線 (役場前付近)

村で運動を進めており、すでに県の予算で調査は終了し、あとは国の公共事業採択を待つ段階となっております。また、この地域を走るバス路線につきましては、与板町とも協議しまして、将来は長岡市を含む環状バス路線の設定も含めて考えようとの、研究課題となっている状況であります。

県からのお知らせ

行政資料室をご利用ください

新潟県では、情報(公文書)公開制度と併せ、県民に対する情報提供施策の充実を図るため、去る昭和六十年十月一日、県庁五階に『新潟県行政資料室』を設置しました。

この行政資料室は、県が作成した資料をはじめ、国や県の地方公共団体等が作成した資料のうち、県

が取得し、現に保有している資料を収集管理しているもので、次の時間内であれば、だれでも自由に利用できます。

〔利用時間〕

●平日/午前九時から正午までおよび午後一時から午後四時三十分まで

●土曜日/午前九時から正午まで

* * *

なお、行政資料室の利用は資料の閲覧だけでなく、一枚三十円(B四版)で写しの交付を、求めることができるほか、県の情報(公文書)公開に関する相談に応じたり、またその案内窓口にもなっております。

で、お気軽にご利用ください。

詳しくは、新潟県行政資料室(〒950新潟市新光町四番地一、☎〇二五―二八五―一五五一内線二〇八六・二〇八七)へお問い合わせください。



民俗資料館開館日

●毎月5日・15日・25日
●午前9時～午後4時

臨時会

本部消防ポンプ自動車を購入 中西橋取付道路工事の 請負金額等の一部変更

十一月二十日、昭和六十一年第九回町議会(臨時会)が開催され、町長提出議案の昭和六十一年度一般会計補正予算および中西橋取付道路に係る工事請負変更契約の締結について審議が行われ、いずれも原案どおり可決されました。主な内容は、次のとおりです。

- 昭和六十一年度中之島町一般会計補正予算について――補正額は四十六万七千円を追加し、総額二十五億二千四百七千円となりました。
- ▼農林水産業費
- ・農村総合整備モデル事業費三百四万五千円
- ▼土木費
- ・地方道改修費(臨交事業) 一千五十五万六千円の減額
- ▼消防費
- ・本部消防ポンプ自動車購入関連経費 七百九十七万八千円
- 工事請負変更契約の締結について――本年度事業費の確定に伴い、中西橋取付道路に係る工事請負契約(契約の相手方/㈱遠藤建設代表取締役 遠藤昇平)のうち、契約の金額

および工期について、次のとおり変更し、工事の進捗を図ることとしました。

〔変更前〕

- ・契約の金額/三千九百四十万円
- ・工期/六月二十四日から十一月三十日までの百六十日間

〔変更後〕

- ・契約の金額/四千五百五十五万四千円(六百十五万四千円の増)
- ・工期/昭和六十二年一月十四日まで(四十五日間の延長)



簡素にして効率的な

町政運営の実現をめざして…

「行革最終答申を受け「行革大綱」まとめる」

当町では、昨今の厳しい社会経済情勢の変化に対応した、簡素にして効率的な町政の運営を図るため、昨年六月村行政改革推進委員会を発足、六十一年六月一日付で村内有識者八名を委員に委嘱、会長に吉藤晃威さんを選任し、発足させ行政全般についての見直し、改革についての方向づけを諮問してきました。

その結果、昨年の十二月の第一次答申に引き続き去る八月に最終答申が示されたことから、この答申を踏まえて村行政改革推進本部（町四役と課長で構成・本部長は町長）で基本的実施事項（行政改革大綱）を策定するとともに、九月定例会村議会に報告し賛同を得ましたので、それらの概要についてお知らせします。町民各位の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

第二次（最終）答申

基本方針

多様化する行政需要に対応した適正かつ合理的な行政運営に資するため、行政の全般的な見直し改革を行い、最少の経費で最大の効果を上げるよう、昨年八月十四日付で村長より諮問を受けた精神的に答申の取りまとめに当たって

- (一) 補助金の簡素合理化について
 - 補助金の改善事項については、第一次答申の中で廃止・縮減・統合・改善の区分により提言したところであるが、実行段階の昭和六十一年度では一部の改善措置がなされたのみであり、今後さらに補助金の効率性、手続きの簡素化を図る中で、統合整理のメニュー化を推進し、すべての補助金について終期を設定し計画的に合理化を推進すること。
 - 見直しの基本的な考え方は、次の通りである。
 - (ア) 強化育成などの目的によって、交付されている補助金は単年度補助を原則とする。
 - (イ) 長期にわたり零細なもの、受益範囲が狭くかつ特定化しているものについては統合または廃止する。
 - (ウ) 類似団体に対するそれぞれの補助金は、より効率化を図るため整理統合する。
 - (エ) 補助金支出に際しては、均衡、公平さを失うことのないように配慮する必要がある。
 - (オ) 国および県段階から割り当てに負担を要請されているものは、関係機関へ廃止、縮減の働きかけを要請する。
 - (カ) 農業関係の補助金については、



役場窓口

きた。特に、昭和六十一年度当初予算に十分反映させるため、十二月五日付けで第一次答申を行ったところであるが、見直し改革の範囲が幅広く、しかも複雑多岐にわたり、いずれも相関性があることから、第一次答申のみでは結論を示す段階に至らず総合的表現を主標として取りまとめを行ってきた。従って第二次答申の取りまとめに当たっては、これまで村長に提言してき

- どれだけ真に農業の自立と構造改善にとつて有益かどうか慎重な検討を加え、非効率なものには廃止または縮減する。
- (キ) 補助金の性格を有する委託料についても、十分検討を加え効率的な運用を図ること。
- (ク) 原則的には以上であるが、各団体の独自性、自立性を尊重し積極的な活動を望む。
- (二) 恒常的経費の節減について
 - 恒常的経費の節減については、昭和五十六年七月に定めた「中之島村行政経費の節減に関する要綱」の遵守を徹底するほか、次の点についても見直しを検討すること。
 - (ア) 需用費の節約等については、従来から節減の方向で努力されているところであるが、各款の食糧費については昭和六十二年において全般的な見直しを行うこと。

たものをさらに掘り下げ検討を重ねてきた結果、当委員会としての最終答申の成案を得ることができたので次の通り答申する。

既に、第一次答申を受け実施されているものもあるが、これから本格的な実行の段階に入るわけで、とかく総論賛成、各論反対の世情の中にあつて、実施面においては相当困難性も予測されるが、村の将来等を考えるとき避けて通れない問題であり、時代の強い要請であることを十分認識し、勇断をもって推進されるよう強く要望するとともに、今後行政改革の推進については、村議会並びに関係機関と村民の理解をより一層深めながら全体の協力的体制を整備し、積極的に実施されるよう強く要望する。

措置事項

当面の措置事項（昭和六十一年度から昭和六十二年までの三カ年間に実施すべき事項）については第一次答申に示してきたところであるが、実行段階に至っては全体の一部にしか改善措置がなされていないことから、引き続き答申事項を十分遵守した上で、各般の行政施策を根本から検討し、合理化を積極的に推進されるよう強く要望する。また、長期的展望に立つて新しい時

- (イ) 物品の一括購入により、経費の節減を図る。
- (ロ) 外郭団体の自主・自立について
 - 外郭団体の性格を十分検討した上で、その活動の実態と行政のかかわり等を配慮し、分離可能なものから逐次自主・自立の運営を図ること。
- (ハ) 消防団の減量合理化について
 - 消防業務については、去る昭和五十一年四月に三島郡与板町他三町村で一部事務組合を組織し、常備消防体制の整備を見るところであるが、今後は施設整備の拡充強化を図るとともに、消防団の減量合理化に引き続き努めること。
- 二、組織・機構の簡素合理化
 - 行政の減量化は、人件費の減量からと言われており、特に組織・機構の面から抜本的な見直し改革をしなければならぬ。

また、新しい行政需要に対応していくためには既存組織の見直し整理を常に検討し、全体として機構定員の増加をもたらさないよう配慮することが肝要である。



榎山村長に最終答申を手渡す 吉藤会長

代に即応した効率性のある行政運営の推進を図って行くことは勿論、活力のある豊かな中之島村の建設をめざすとともに、地域格差の均衡を図るための開発も積極的に推進する必要があるため、見直し改革に当たっては次の措置方針に基づき行政改革を強力に推進する。

一、事務事業の見直し

事務事業の見直しは、社会経済情勢の変化に対応するため、事務事業の全般にわたって必要性、効率性の観点から公共の負担と責任で行われるべき分野と、受益者の負担と責任で行われるべき分野を再点検し、行政効率の向上を考慮した整理合理化に努める。

本村の場合、昭和四十八年度において組織の改革を行ったものの、その後大きな改革が行われていない状況から、今後町制施行もあり社会経済情勢の変化と多様化する住民ニーズにマッチした、簡素で合理的な組織・機構の整備について検討すること。

特に、次の点についても十分配慮の上見直しを検討すること。

- (一) 業務の目的・対象・処理方法などが類似し一元化することにより、行政の効率的な管理施行が図られるよう事務分掌の見直しを行うとともに、各課にまたがる事務事業の処理体制を整備し、変化に対応した組織・機構の改革を図り簡素にして効率のよいものに改善して行くこと。
- (二) 現在置かれている審議会・委員会のうち、法令に基づかないもの、設置の目的・活動実態等について見直し、その統廃合を進めるとともに委員構成の改善・委員の数の削減、その他運営の改善についても今後引き続き検討して行くこと。
- (三) 保育所施設については、現在村内六カ所に設置されているが、一施設を除くとそのほとんどが老朽化し近時に建て替えをよぎなくされている状況から、今後村の開発状況等も十分配慮した中で適正規模に建て替

えるよう検討され、併せて統廃合についても配慮する。

三、定員管理の適正化

今後とも定員管理の適正化を推進するため、事務事業の見直し・組織・機構の簡素合理化および民間委託等により省力化を図るよう努力する必要がある。従って、一般行政部門の定員管理については今後とも事務事業の見直し改善や民間委託・OA化等により省力化を進める一方、定員モデル・類似団体別職員数の状況を活用して適正な定員管理を行うこと。

なお、広い視野を有する職員の育成を図るとともに、その活性化のための環境づくりをするため、自主研究グループによる国内研修や民間企業派遣研修などを拡大する。また、職員の提言制度の新設を検討すること。

四、民間委託・OA化等事務改善の推進

行政運営の効率化と省力化を図るため、従来から民間委託を推進されてきたところであるが、今後とも行政効果が損なわれず合理的・効率的に処理できるものの民間委託を推進するよう検討すること。

また、高度情報処理技術が高度化する中でOA化等の計画的・積極的な導入と有効な活用を推進して行くこと。事務改善を推進する事項は、次の通りである。

- (一)、既電算処理業務についても新しい情報処理技術を活用し、その水準の向上を図る。
- (二)、OA化の急速な進歩により、これまで機械化が困難であった小規模データ処理や文書処理が可能になってきたのに伴い、これらの業務についてもOA化を積極的に推進する。
- (三)、適正な管理監督のもとに村民サービスの維持向上などに留意し積極的に委託を推進して行く。
- (四)、庁用自動車の運転手についても、今後パート・民間委託等を検討し経費の節減に努めること。
- (五)、給食業務については、施設の統廃合と併せて集中給食事務化への移行と民間委託等を検討して行く必要がある。



- (六)、除雪業務については、昭和六十年間において一部民間委託を行っているが、今後も積極的に推進し冬期間の交通確保に努力されたい。
- (七)、現在スクールバスの保有台数は五台となっているが、今後中学校の整備等によりさらに送迎人員が増加すること等と併せて、定員管理の適正化・経費等の節減を図るため運転手等の民間委託を推進して行く必要がある。
- (八)、公共施設の管理実態・利用形態等を総合的に検討しながら、専門分野の民間委託も含め管理経費の節減努力をする。
- (九)、公園施設管理運営については、地域住民のボランティア活動の一環として、通常の維持管理を委託するよう努めること。



役場庁舎

五、その他・行財政運営について

行財政運営については、将来へ向かって新しい村行政施策の取り組みを積極的に進めていくために、真に実行ある行政改革を推進することが必要不可欠である。

行政改革には、行政の簡素・効率化とともに行政の総合化、民主化・地方分権等の理念を明らかにし、こうした理念に基づき八十年代あるいは九十年代に行政が何をなすべきかを徹底的にも受益範囲が狭く補助目的の終わったもの、効果に問題があるもの、金額が零細なものについては単なる慣習にとられることなく、縮減・廃止または終期設定をし、抜本的な整理合理化を図る。

行政改革大綱

措置事項

先の村行政改革大綱の中で、当面改革すべき措置事項として昭和六十年

行人員は必要最少人員にとどめる。

(昭和六十二年)

- (イ)、手数料および使用料の適正化
- (ロ)、手数料および使用料については、受益と負担の公平化を堅持しながら、物価の動向、隣接市町村の状況等を十分精査し料金の適正化を図る。
- (ハ)、(昭和六十年)「手数料」
- (ニ)、消防団の減量合理化

今後とも施設整備を拡充強化しながら、消防団の減量合理化を推進して行く。

II、組織・機構の簡素合理化

- (イ)、各課にまたがる事務事業の処理体制を整備し、変化に対応した組織、機構の改革を行い、簡素にして効率の良いものに改善する。
- (ロ)、(昭和六十二年)
- (ハ)、審議会・委員会等で、初期の目的を達したもので効果の乏しいものについては廃止する。
- (ニ)、審議会・委員会等で、設置の目的、活動の実態等が類似しているものについては、再編、または統廃合を行うほか、委員構成の改善、委員数、さらには開催日数などについても運営の改善を図る。
- (ヘ)、(昭和六十二年)

今後とも施設整備を拡充強化しながら、消防団の減量合理化を推進して行く。

(昭和六十二年)

- (イ)、各課にまたがる事務事業の処理体制を整備し、変化に対応した組織、機構の改革を行い、簡素にして効率の良いものに改善する。
- (ロ)、(昭和六十二年)
- (ハ)、審議会・委員会等で、初期の目的を達したもので効果の乏しいものについては廃止する。
- (ニ)、審議会・委員会等で、設置の目的、活動の実態等が類似しているものについては、再編、または統廃合を行うほか、委員構成の改善、委員数、さらには開催日数などについても運営の改善を図る。
- (ヘ)、(昭和六十二年)

今後とも施設整備を拡充強化しながら、消防団の減量合理化を推進して行く。

(昭和六十二年)



▲楽しかった運動会(中之島保で)

から六十二年度までの三カ年間で実施すべき事項について記述し、その一部についてはすでに実施してきたところであるが、今回の最終答申を受けたことを踏まえ、措置事項のほかある程度長期的に実施すべき事項についても記述し、将来に向けての改善指標とする。なお、現在すでに実施済みとなっている事項や実施年度の確定しているものは、文末に括弧書きで年次を示す。

I、事務事業の見直し

行きすぎた事務事業は、抜本的に見直しするとともに行政の肥大化防止に努め、行政サービスの向上と行財政運営の効率化を図る。

(1)、事務事業の合理化

行政事務全般についてメスを入れ「ムダ・ムリ・ムラ」を排除し、真に行政の責任領域を明確にし、行政

事務事業の効率化を図る。

- (ア)、外郭団体の自主・自立については、その団体の性格・活動実態等を十分検討し、行政とのかわり等を配慮し逐次自主・自立を促して行く。
- (イ)、各課の事務分掌について総合的に検討・見直しを行い事務の簡素合理化を図る。
- (ロ)、村税取り扱い報償金および村税納期前納入報償金について、見直しを行い逐次廃止の方向で検討する。
- (ハ)、補助金の簡素合理化

行政責任を離れても自立できるものが相当量見受けられるので、均衡公平を失うことのないよう配慮し、積極的に整理合理化を図る。

- (ア)、各種補助金等については、現行の事業内容を十分精査し目的効果などについて検討の上、見直しを行う。
- (イ)、特定事業の振興育成などの目的によって交付される新規の村単独補助金については、終期を設定するものとし、交付金額が五万円未満のものは交付しない。
- (ロ)、(昭和六十二年)
- (ハ)、既交付の村単独補助金については、長期にわたり特定化し、しか

も受益範囲が狭く補助目的の終わったもの、効果に問題があるもの、金額が零細なものについては単なる慣習にとられることなく、縮減・廃止または終期設定をし、抜本的な整理合理化を図る。

- (イ)、事業内容・活動実態が同一のものについては、補助金の効率化を図るため整理合理化し、計画的にメニュー化を推進する。
- (ロ)、報償費または委託料等で補助金的性格を有するものについては、その性格等を十分精査し見直しを行う。
- (ハ)、(昭和六十二年)
- (ニ)、国および県段階から負担を要請されている補助金等についても、基準を越え上乗せのもの、あるいは零細なものについては関係機関へ積極的に整理合理化の働きかけを要請する。
- (ヘ)、(昭和六十二年)

恒常的経費の節減

- (イ)、行政全般にわたる需用費の見直しを行い、効率的な執行を図る。
- (ロ)、(五%)削減を目処とする。
- (ハ)、(昭和六十二年)
- (ニ)、各款にわたる食糧費について、全般的な見直しを行う。
- (ヘ)、(昭和六十二年)

各種団体等の研修会・視察の随

保育所の統廃合を検討して行く。
Ⅲ、定員管理の適正化
事務事業の見直し、組織・機構の簡素合理化および民間委託・OA化等により省力化を図る。

(ア)、職員数を三・五％(五人)削減する。(昭和六十一年度)
(イ)、職員の能力開発
多様化する行政需要と住民サービスとの徹底を図るため、積極的に職員研修会等(自主研究グループによる国内研修や民間企業派遣等)への派遣を行い、一層の充実強化に努める。また、職員の提言制度の新設を検討する。

(昭和六十一年度)
Ⅵ、給与の適正化
(ア)、今後とも国の基準を厳守し、適正な制度運用を進めて行く。

(イ)、村広報等により、職員給与の公表を行う。(昭和六十一年度)
(ウ)、各種委員報酬の適正化に努める。

Ⅴ、民間委託・OA化等事務改善の推進
(ア)、電算未着手の業務について、電算化に対応する業務があるかどうか洗い出しを行い、積極的に電算化を推進し、事務の省力化を図る。

(イ)、ワープロを導入し、従来のタイプライターと併用しながら事務改善を推進して行く。

(昭和六十二年)
(ウ)、事務処理の効率化と事務の簡素合理化を図るため、逐次事務機器の導入を検討して行く。
(エ)、用務員による文書配付を廃止し、郵送に切り替える。

(昭和六十一年度)
(オ)、除雪作業機械を民間に貸与し、行政事務の効率化を図る。

(昭和六十年)
(カ)、公園施設管理運営については、地域住民のボランティア活動の環境として、通常の維持管理は地元委託する。(昭和六十二年)
(キ)、公共施設の管理実態・利用形態等を十分検討し、専門的分野の民間委託を検討する。

(昭和六十二年)
(ク)、スクールバスの運行については、今後定員管理の適正化、あるいは経費の節減を図るため運転業務の民間委託を検討して行く。
(ケ)、給食業務については、今後施設の統廃合と併せて集中給食事務化への移行と民間委託等を検討する。なお、給食員のパート等についても併せて検討する。



第十四回 中之島町総合体育祭

町制施行記念大会結果から

十月十日祝、十二日の二日間にわたって、六種目(柔道、剣道、卓球、バドミントン、硬式テニス、バレーボール)の大会が行われた恒例の中之島町総合体育祭。(ゲートボール、分館対抗野球は雨のため中止)
大会に参加した選手たちは、秋の一日を大いにスポーツに親しみ、さわやかな汗を流していました。
各大会の結果は、次のとおりです。



柔剣道の部

〔柔道の部〕
◆団体戦
△小・中学生混合▽三チーム参加
△優勝 中之島B △二位 中之島C
△個人戦
△小学生の部▽三名参加

△優勝 浅野利昭 △二位 小菅宏徳 △三位 今泉徹也
△中学生の部▽九名参加
△優勝 池田貴幸 △二位 宮部富夫 △三位 内藤吉男 △三位 稲田雅紀

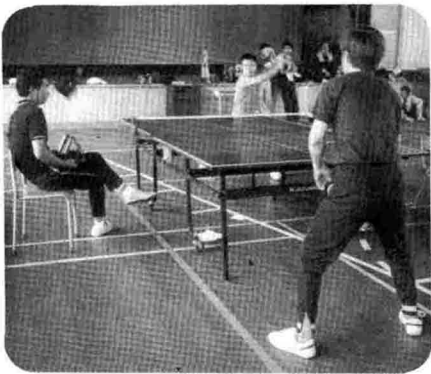
〔剣道の部〕

◆団体戦
△小学一・二年の部▽六チーム参加
△優勝 信条A △二位 中条 △三位 中之島A △三位 中之島B
△小学三・四年の部▽八チーム参加

△優勝 信条A △二位 信条B △三位 中条A △三位 中之島B
△小学五・六年の部▽九チーム参加
△優勝 信条A △二位 中条A △三位 中条B △三位 中之島A
△中学生の部▽二チーム参加
△優勝 信条 △二位 中条
◆個人戦
△小学一・二年の部▽二十九名参加
△優勝 長沢寛明 △二位 吉田梨絵 △三位 吉田寛 △三位 阿部新吾
△小学三・四年の部▽四十一名参加



△優勝 齋藤茂仁 △二位 松井裕介
△三位 野中百恵 △三位 皆川喜美雄
△小学五・六年の部▽四十三名参加
△優勝 安達 豊 △二位 清野敏弘
△三位 山田裕介 △三位 山崎一茂
△中学生の部▽十一名参加
△優勝 本間 等 △二位 笠柳英人
△三位 稲庭 博 △三位 中島一裕



◆団体戦
△男子ダブルスの部▽十三組参加
△優勝 川崎新一・吉田宏治 △二位 中島明郎・金子 功 △三位 鈴木徳明・氏江 繁
△女子ダブルスの部▽三組参加
△優勝 中島千恵子・浜田幸代 △二位 山田圭子・中村曉美 △三位 松井和子・吉原ひろみ

バレーボール大会

◆団体戦
△八チーム参加
△優勝 中之島卓球連盟 △二位 上通 △三位 大口B △三位 卓好会
◆個人戦
△中学生男子の部▽三名参加
△優勝 石田雅則
△中学生女子の部▽十二名参加
△優勝 佐藤みちる △二位 村山ひとみ △三位 中島優子 △三位 高橋孝子
△一般男子の部▽十九名参加
△優勝 小坂井政昭 △二位 国島正美 △三位 村越 正 △三位 中島与四雄
△一般女子Aの部▽六名参加
△優勝 樋山久代 △二位 西沢厚子 △三位 羽賀サチ
△一般女子Bの部▽七名参加

バドミントン大会

◆団体戦
△十二チーム参加
△優勝 NBC △二位 近藤鉄工 A △三位 defiance △三位 近藤鉄工C
△一般男子の部▽十チーム参加
△優勝 ビクトリー △二位 スポーツ教室 △三位 寝ちがえたよなぼ
△敢闘賞 近藤鉄工

硬式テニス大会



◆団体戦
△十四チーム参加
△男女混合九人制の部▽十四チーム参加
△優勝 上通コスモス △二位 下沼スカイロードコンバイン △三位 エー・ナニーノ △三位 榎信明 産業
△婦人の部▽四チーム参加
△優勝 中之島YMC △二位 西所MSC △三位 中通わかば △敢闘賞 上通わかば



▲大会2日目の第1中断地点となった今町諏訪神社前での中断の様子

県縦断駅伝に 南蒲原チーム出場

〈新井～新潟間201.4kmを走破〉

新井・新潟間201.4kmを16区間に分けてタイムを競い合う、恒例の「第39回新潟県縦断都市対抗駅伝競走大会」が、今年も県内都市の参加を得て、10月11日・12日の2日間にわたり開催されました。

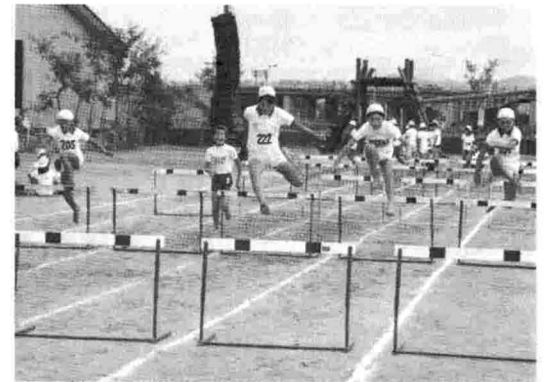
この大会に当南蒲原郡からもチームを編成して出場〔当町から阿部修靖君（宮内丁・17歳）が選手として出場〕し、秋たけなわの越後路を力走しましたが、総合順位は健闘空しく27位でした。

▽400mリレー	1分5秒5	信 条	▽400mリレー	1分2秒3	中之島中央A
▽100m走	15秒5	中之島中央	▽走幅跳	3m63cm	信 条
▽80mハードル	14秒9	中之島中央	▽走高跳	1m23cm	中之島中央
▽1500m走	5分24秒2	中之島中央	▽ソフトボール投げ	35m13cm	中之島中央
▽走幅跳	4m0cm	中之島中央	▽ソフトボール投げ	1分2秒3	中之島中央A
▽走高跳	1m29cm	上 通			
▽ソフトボール投げ	55m93cm	中之島中央			
▽本間 栄司	59秒0	中之島中央A			

ホップ ステップ ジャンプ

7種目に18もの新記録

～村内小学校陸上大会結果から～



▲80mハードル走の様子

▽走高跳	1m11cm	上 通	▽走高跳	3m30cm	中之島中央
▽ソフトボール投げ	46m92cm	中之島中央	▽走幅跳	3m30cm	中之島中央
▽400mリレー	1分2秒6	中之島中央A	▽走高跳	1m21cm	信 条
▽100m走	16秒4	中之島中央	▽ソフトボール投げ	29m92cm	上 通
▽80mハードル	18秒2	中之島中央			
▽1000m走	3分46秒7	中之島中央			
▽走幅跳	3m30cm	中之島中央			
▽走高跳	1m21cm	信 条			
▽ソフトボール投げ	29m92cm	上 通			

第三十三チームが 力走

町内一周駅伝競走大会結果から

文化の日の十一月三日、総勢三十三チームが参加（昨年より三チーム増）して開催された、恒例の町内一周駅伝競走大会。
さわやかな秋空のもと、役場前を午前九時に一斉に出発した選手たちは、沿道の人々から温かい声援や拍手を受けて、八区間、全長二十七・三キロメートルの中之島路を力走し、健脚を競い合いました。
結果は、次のとおりです。

- 【団体の部】
- 優勝 北 中選抜A 1時間40分4秒
 - 二位 上 通 B 1時間40分45秒
 - 三位 中条公民分館 1時間42分24秒
 - 四位 中野公民分館A 1時間42分53秒
- 【個人の部】
- 五位 信条青年会A 1時間43分26秒
 - 六位 中之島中選抜A 1時間43分33秒
 - 七位 上 通 A 1時間47分39秒
 - 八位 北中選抜B 1時間48分10秒
 - 九位 北中選抜C 1時間49分46秒
 - 十位 中之島中選抜C 1時間50分19秒
 - 十一位 信条青年会B 十二位 北中バスケット部A 十三位 中之島中選抜B 十四位 中之島町役場 十五位 北中野球部A 十六位 中之島中選抜D 十七位 中通体育クラブ 十八位 北中バスケット部B 十九位 西野走ろう会 二十位 中野公民分館B 二十一位 中野東チーム 二十二位 北中卓球部 二十三位

- 近藤鉄工 二十四位 北中野球部B 二十五位 北中バレー部二年 二十六位 中之島中陸上部A 二十七位 中之島中陸上部B 二十八位 大沼走友会 二十九位 北中バレー部一年 三十位 中之島中選抜女子A 三十一位 北中テニス部一年 三十二位 北中女子卓球部 三十三位 北中テニス部二年
- 【一般の部】 十三チーム参加
- 優勝 上通B 二位 中条公民分館 三位 中野公民分館A 四位 信条青年会A 五位 上通A 六位 信条青年会B
- 【中学生の部】 十四チーム参加
- 優勝 北中選抜A 二位 中之島中選抜A 三位 北中選抜B 四位 北中選抜C 五位 中之島中選抜C 六位 北中バスケット部A
- 【女子の部】 六チーム参加
- 優勝 北中バレー部二年 二位 北中バレー部一年 三位 中之島中選抜女子A
- 【区間新記録】 12分46秒 中野公民分館A
- （第八区、三・九キロメートル）
- 【区間記録】
- 第一区（三・四キロメートル）池田 和明 12分28秒
 - 第二区（三・〇キロメートル）中村 知明 10分32秒
 - 第三区（三・七キロメートル）鈴木一太郎 12分31秒
 - 第四区（四・一キロメートル）齋藤 仁志 13分52秒
 - 第五区（三・八キロメートル）鈴木 剛 13分55秒
 - 第六区（二・六キロメートル）高野 伸吾 9分26秒
 - 第七区（二・八キロメートル）小林 幸夫 10分24秒



役場前を一斉に出発する選手たち



▲野球場完成
野球愛好者待望の野球場(面積11,770㎡)が、中条地区の河川敷(中之島北中学校対岸)に完成。来年からの利用を、首を長くして待っています。また、ナイター設備も来年度に計画されていますので、本格的なナイター試合が楽しめるのも、もうすぐです。

▼中之島簡易郵便局に
オンライン導入

昭和58年4月に開局した中之島簡易郵便局に、今年12月1日からオンラインが導入されます。オンラインが導入されると、これまでできなかった公共料金(電気料、ガス・水道料、電話料等)の口座引き落としをはじめ、キャッシュカードの作成、預貯金の残高等の記帳などができ、利用者にとっては大変便利なものとなります。詳しくは、中之島簡易郵便局(☎66-5328)へお問い合わせください。



民俗資料館開館日 ●毎月5日・15日・25日
●午前9時～午後4時

▼ひと足早く一年生気分
来年度小学校に入学する子供たちの「就学前健康診断」が、町内三小学校で行われました。ここ中之島中央小学校でも、十一月七日に百十一名の入学予定者が身長・体重測定、視力、聴力検査、医師の診察(内科・歯科)などを受け、ひと足早く一年生気分を体験しました。なお、来年度町内の小学校には、百六十八名の児童が入学する予定です。



▼思いつきり遊べるぞ!
町が年次計画(年間1カ所)で進めている公園事業——今年度の整備対象である、末宝地区の“中野西部児童公園”がこのほど完成し、11月23日、地元民・関係者でその完成を祝いました。約3,000㎡の広さを持つ同児童公園は、各種遊具をはじめ、“あずまや”やゲートボール場も備えた本格的なもので、子供たちからお年寄りまで遊べる憩いの場として、地元民はもちろんのこと、地元外からの利用も大いに期待されます。



なかのしま教壇



▼日ごろの訓練成果を披露

秋晴れの10月5日、恒例の「秋季消防演習」が中之島中学校グラウンドを会場に開催され、団員による日ごろの訓練成果の披露や、永年勤続者の表彰などが行われました。



▲一斉放水の様子
分列行進の様子▼



▼町民福祉大会

10月21日、中之島町公民館講堂で町の福祉関係団体・個人が一堂に集まり、第1回の町民福祉大会が開催されました。大会では、福祉関係功労表(23個人、1団体)と福祉事業協力者(2団体)の表彰、5名の方による体験発表が行われた後、前かなやの里園長の中村憲三氏から「豊かな心をもつには」と題した記念講演があり、初めての大会を終了しました。



▶税に関する標語で入選



- 三条税務署が募集した「税に関する標語」コンクールで、中之島中学校の堀口美代子さん(二年生・写真)の作品が関東信越国税局長賞佳作に、同じく二年生の八幡智子さん(三年生)の杉本直美さんが三条税務署長賞優秀作にそれぞれ選ばれ、去る十一月十五日、同校で木村稔三条税務署長より表彰状と記念品が手渡されました。
- 受賞作は次のとおりです。
- 関東信越国税局長賞佳作
笑顔の町 緑の町を 税金で
中之島中学校二年 堀口美代子
- 三条税務署長賞優秀
税金で よい町よい村よいらし
中之島中学校二年 八幡 智子
- 三条税務署長賞優秀
役立てよう 国や福祉に 税金を
中之島中学校三年 杉本 直美

無事故でつなごう ゆく年・くる年

年末・年始の 交通事故防止運動

12月11日～1月10日



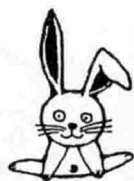
- 〔目的〕**
この運動は、広く県民の交通安全意識の高揚を図り、正しい交通ルールとマナーの実践を習慣づけることにより、年末年始特有の交通事故防止を図ることを目的とします。
- 〔期間〕**
昭和六十一年十二月十一日(木)から昭和六十二年一月十日(土)までの一カ月間
- 〔スローガン〕**
無事故でつなごう ゆく年・くる年
- 〔重点〕**
- 1、飲酒運転の追放
 - 2、歩行者・自転車事故の防止
 - 3、踏切事故の防止

- 4、スリップ事故の防止**
- ◇ 《飲酒運転を防止するためには》
◎ 飲酒運転防止三不要運動
(一) 運転をするときは、酒を飲まない。
(二) 酒を飲んだら運転をしない。
(三) 運転する人には酒を飲ませない。
- ◇ ◎ 家族ぐるみ、職場ぐるみの協力を!
- ◇ これからの時期は、忘年会、新年会と飲酒の機会が多くなり、また、道路の積雪、凍結によりスリップしやすくなることから、これらが原因の重大事故の多発が憂慮されます。みんなが十分気をつけましょう。

《町内交通事故発生状況》

区分	件数		死者		傷者	
	10月中	累計	10月中	累計	10月中	累計
年						
61	8	32	0	1	9	37
60	2	34	0	1	2	40
比較増減	+6	-2	±0	±0	+7	-3

死亡事故0 連続178日 (1/2日現在)



心配ごと相談(行政・人権相談も含む)

- 毎週火曜日午後1時～4時
- 中之島村公民館

文化の日の十一月三日、恒例の秋の



齋藤恭三さん

秋の叙勲

齋藤恭三前村長が 勲四等瑞宝章を受賞

叙勲者が発表され、本町から齋藤恭三前村長(七十九歳・中条新田第一)が地方自治功労者として、勲四等瑞宝章の輝く栄誉に選ばれました。

齋藤さんは皆さんご承知のとおり、昭和四十四年十一月十六日から昭和六十年十一月十五日退職まで、連続して四期十六年の間、中之島村長としてそ

の職責を全うされ、今日みられるような明るく住みよい、活力に満ちた村造りに貢献されたほか、新潟県町村会理事、南蒲原郡町村会長等をはじめ、関連する団体の公職は二十指に余り、県下町村の振興発展にも広い立場で寄与されるなど、それらの多大なる功績がこのたび認められたものです。

このほか、齋藤さんは昭和三十年から昭和四十四年までの四期十四年余を、村議会議員として地方自治の振興発展に尽力され、また、昭和二十四年村農地委員会委員(昭和二十六年七月二十

日から制度改正により農業委員となる)に当選以来、昭和四十四年まで十六年余、この間、昭和三十二年から三十五年までの三年間は村農業委員長として農業振興に努められるなど、戦後の荒廃した復興期から一貫して三十六年余の永きにわたり、公選による特別職として、常に村政の中核にたつて活躍された人です。

十一月十二日、東京で行われた伝達式には夫婦おそろいで出席された齋藤さん、ご栄誉を大いにたたえ、一層のご健勝をお祈りします。



▲ 献血四十一回
野上保さん(中之島第一・六十一歳)に
献血功労知事感謝状



▲ 増築校舎完成

児童数の増加により、今年6月下旬から校舎の増築工事(1階3教室・2階図書室など)が進められていた中之島中央小学校。約6ヵ月間かけて、このほどりっぱに完成しました。ちなみに、かかった経費は1億円(入札価格)でした。

灰島神楽を 町文化財に指定

郷土芸能として、古くから受け継がれている灰島の神楽舞が、第11番目の町文化財として指定されました。

この灰島神楽は今から約150年前、当時の三洲は三河の国より旅芸人が当地に滞在した際、地元民が舞を習い、代々の若者達に伝えているもので、現在でも地元の祭礼はもちろんのこと、地元内外での慶事などにも広く上演されていることから、このたび、次のとおり町文化財に指定されたものです。

- 文化財名 / 中之島町指定無形民俗文化財
- 保持団体 / 灰島神楽保存会
- 所在地 / 中之島町大字灰島新田
- 代表者 / 宇都宮 松雄
- 指定日 / 昭和61年11月10日



▲ 町政懇談会に
延べ三百名参事

十一月七日から十日間にわたり開催された、恒例の町長とひざを交えての「町政懇談会」。今年は、十会場で延べ三百名(前回百七十名)の町民が参集され、二百近く(前回百八十)におよぶ意見・要望等が出されました。町では、皆さんから出された貴重なご意見等のひつつひとつについて、現在、細部にわたる検討を重ねていますので、それらの結果がまとまり次第、広報紙を通じて詳しくお知らせする計画であります。

土芸能発表会



(写真は「郷土芸能発表会」で上演されたときのものです)

心配ごと相談(行政・人権相談も含む)

- 毎週火曜日午後1時～4時
- 中之島村公民館

たのしま工事中

— 入札結果から —

場所	工事名	工事費	工事業者名	完成期限
末宝	道路改良工事	365万円	㈱宝建設	S61.12.4
大沼新田	道路改良工事	310万円	新興建設㈱	S61.11.24
杉之森	道路改良工事	725万円	室橋組	S61.12.24
中之島第1	道路改良工事	330万円	室橋組	S61.12.4
高畑	道路改良工事	503万円	㈱九月組	S61.12.14
中之島第7	第二都市下水路 第二次(第一工区)工事	1,667万円	松井木材建設	S62.2.2
中之島第7	第二都市下水路 第二次(第二工区)工事	2,750万円	㈱松井組	S62.2.22
中之島第7	第二都市下水路 第二次(第三工区)工事	1,515万円	㈱佐藤組	S62.2.2
中之島第7	第二都市下水路 附帯工事	315万円	㈱第一和光	S62.2.2
中条中	中条分館便所 水飲所増築工事	190万円	㈱堀内建設	S61.11.26
下沼新田	農業集落排水路整備 第一次工事	420万円	丸寅建設㈱	S62.1.27
中野中	集落排水路整備 第一次工事	990万円	㈱宝建設	S62.3.18
中野東	道路改良工事	405万円	室橋組	S62.1.6
西高山新田	道路維持修繕工事	245万円	新興建設㈱	S61.12.27
中条宮村	道路維持修繕工事	165万円	㈱第一和光	S61.12.7
猫興野	道路維持修繕工事	135万円	㈱松井組	S61.12.17
鶴ヶ曾根	農業集落排水路整備 第一次工事	695万円	室橋組	S62.3.10
杉之森	農業集落排水路整備 第一次工事	733万円	㈱九月組	S62.3.10
高畑	農業集落排水路整備 第一次工事	320万円	㈱佐藤組	S62.3.10

大竹邸記念館開館日 ●第1・第3金曜日、第2日曜日
●午前10時～午後3時

町交通指導員に 四名任命

十月一日付、任期満了に伴う中之島町交通指導員に、次の四名の方が任命されました。任期は二カ年間で、なお、このたび八年間にわたり交通指導員として尽力された室橋三郎さん(真野代新田)が退任され、その後任に大倉徳男さん(下沼新田)が任命されました。他の三名の方は再任です。



▶田中得二さん
(天口・57歳)

▼小林弘治さん
(中之島第2・47歳)

▲吉村澄男さん
(中野中・47歳)

▲大倉徳男さん
(下沼新田・49歳)

年金コーナー 国民年金の保険料は 所得税の控除対象となります

国民年金の保険料が、税金の控除対象になることをご存じですか。サラリーマンの人は十二月に行う所得税の年末調整のとき、農業・漁業・自営業などの人の場合は、二月十六日から三月十五日までの間に行う所得税の確定申告のとき、申告書の「社会保険料控除」欄に今年納めた保険料の総額(追納保険料・未納保険料として納めた額も含む)を記入しますと、記入

した保険料の全額が所得額から控除され、その分所得税が軽減されます。(六十一年の保険料額)

- ① 定額保険料
 - ・ 六十一年一月から三月まで 一カ月 六、七四〇円
 - ・ 六十一年四月から十二月まで 一カ月 七、一〇〇円
- ② 付加保険料
 - ◎ 一年間の保険料 八四、一二〇円

- ・ 六十一年一月から十二月まで 一カ月 四〇〇円
 - ◎ 一年間の保険料 四、八〇〇円
 - ③ 定額保険料+付加保険料の合計額 八八、九二〇円
- なお、前納保険料・追加保険料・未納保険料などの保険料額がわからない人は、役場の国民年金係へおたずねください。



税務コーナー 年末調整



サラリーマンの給与についての所得税は、毎月の給料やボーナスが支払われるときに源泉徴収されることになっていきます。しかし、源泉徴収された所得税の一年間の合計額と、一年間の給与総額に対する税額(年税額)とは、次のような理由により、必ずしも一致しません。

- 一 結婚や出産など年の途中で扶養親族の数が変わること。
- 二 生命保険料や損害保険料の控除は、毎月の源泉徴収の際には控除しないこと。

三 「給与所得の源泉徴収税額表」は、毎月の給与等が変わらないものとして作成されていること。このため、その年の最後に給与の支払を受けるときに、毎月の給料やボーナスから源泉徴収された所得税の合計額と、一年間の給与総額に対する税額(年税額)との過不足額の精算が行われます。これを**年末調整**といいます。

この年末調整により、納め過ぎの場合には還付され、また、納め足りない場合には不足分が年末調整の際の給料やボーナスから徴収されますが、これで大部分のサラリーマンはその年の納税が完了することになります。

なお、一定の要件に該当する方は確定申告をしなければなりませんので注意してください。

民俗資料館開館日 ●毎月5日・15日・25日
●午前9時～午後4時

行政・法律・人権の 合同相談所を開設

今年も「行政・法律・人権の合同相談所」を、次により開設いたします。

日常生活で行政への苦情や要望、意見をお持ちの方、あるいは人間関係等いろいろな問題でお悩みの方は、どうぞこの機会をご利用ください。

相談は無料で、秘密は守られます。

◎日時／11月4日(火)・午前10時～午後3時

◎会場／中之島町公民館講座室

◎相談員／行政監察局員・行政相談委員・人権擁護委員・法務局職員

水道の濁りについて お・ね・が・い

見附市柳橋地内の見喰川改修工事に伴う切り廻し工事のため、今町、中之島地域の水道が濁ると思われま。

ご使用の際は、十分注意してください。

▶工事日時

11月10日(月)午後9時～11月11日(火)午前8時

▶照会先

見附市ガス水道課 (☎62-1700)

町制施行記念の テレホンカード 観光名刺好評販売中!

・価格

- テレホンカード (50度数) 1枚 800円
- 観光名刺(大竹邸記念館と大風合戦の絵柄) 2種類1組 100枚 3,000円

・販売所／中之島村商工会 (☎66-5550)

* * *

町制施行に伴う式典・行事等のスナップ写真を町民祭会場(11月7日～11日開催)に展示し、希望者には実費でお分けしますのでご覧いただきたいと思ひます。《問い合わせ先一企画課》

住宅資金申込受付中

住宅金融公庫では、個人住宅建設資金の申し込み受け付けを、次の要領で行っています。

- 受付期間／昭和六十一年十月二十日から十一月二十八日まで
- 選定方法／選考(無抽選)
- 申込資格
 - ・自分が住むための住宅を新築する方
 - ・一定基準以上の月収のある方
- 融資面積／住宅部分の床面積が二〇〇㎡以下の住宅

- 返済期間／木造の場合二十五年以内
- 返済方法／原則として元利均等毎月払い。または、元利均等毎月払いとボーナス払いの併用。なお、ステップ償還の返済方法もあります。
- 融資額及び利率、申し込み手続き等詳しい内容については、「住宅金融公庫業務取扱店」と表示された、お近くの金融機関でおたずねください。



第八回

婦人講座のご案内

- ◆期 日／十一月十六日(日)
- ◆時 間／午前十時～午後一時
- ◆場 所／中之島町公民館
- ◆内 容／調理実習(その一)「秋野菜を使った鍋料理、その他」
講師 更科 和子 殿
(三条クッキングスクール)
- ◆持参品／米一合(一カップ)
- ◆参加費／六〇〇円程度
- ◆申込方法
・講座生は、地区委員に申し込み

児童手当振込通知

児童手当受給の皆さん、十月十五日(木)にあなたの指定された預金口座に、児童手当を振り込みましたのでご確認ください。

◆申込みの方は、直接中之島町公民館へ申し込みください。
◆申込締切日／十一月七日(金)

広 報

なかのしま

号外

編集と発行／南蒲原郡中之島町役場企画課
〒954-01 ☎(0258-66-2270)

あなたの声を町政に……
町長とひびを交えての
「町政懇談会」を開催します

「町民の皆さんと直接ひびを交えて町政に対する生の声をお聞きしたい。そして、それらを今後の行政に反映させ、より暮らしやすい町づくりを進めて行きたい……」とする、恒例となりました町長とひびを交えての「町政懇談会」を、今年も次のとおり開催します。日頃、皆さんが町政に対して考えておられることや、こうしたらどうかなどというご意見・ご要望等を、この機会にお聞かせください。

なお、今回は町制が施行されて初めての懇談会でもあることから、例年の懇談会内容と少し趣を変えまして、まず冒頭に町長から町づくりについての抱負と課題等を述べていただいた後、こちらで大別して用意した四つのテーマ——(1)生活環境について。(2)教育・福祉について。(3)産業の振興について。(4)その他。——により、順次話し合いを進めて行きたいと計画しております。

仕事でお疲れのところ、また、時節から日増しに寒くなって恐縮ですが、

月/日(曜日)	時間	会 場
11/7(金)	午後七時	中通公民分館
11/8(土)	午後七時	中野公民分館
11/11(火)	午後七時	集落開発センター
11/12(水)	午後七時	信条公民分館
11/13(木)	午後七時	三沼公民分館
11/15(土)	午後九時	西所公民分館
11/17(月)	午後九時	中之島町公民館
11/18(火)	午後九時	上通公民分館
11/19(水)	午後九時	押切駅前公会堂

※都合のよい最寄りの会場へお集りください。



～あなたも献血を 体験してみませんか～ 「ゆうあい号」来町

- 期日／11月8日(土)
- 時間／午前10時～午後3時
- 会場／中之島町役場前

来年四月、新しく入学されるお子さんの「就学前健康診断」を、次の日程で実施します。

対象者には、通知書を十月上旬に発送しましたが、まだ届いていない方がおられましたら、教育委員会(☎六六-三三四二)へご連絡ください。

- ▼上通小学校 十一月六日(木)
- ▼中之島中央小学校 十一月七日(金)
- ▼信条小学校 十一月十一日(火)

就学前健康診断の
通知書は届きましたか